

里山林整備事業企画・運営担当設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人佐倉緑の基金（以下「この法人」という。）の処務規程第8条の1第2項の規定に基づき、里山林整備事業企画・運営担当（以下「里山林担当」という）に関し必要な事項を定め、この法人の業務体制を強化することを目的とする。

(業務内容)

第2条 里山林担当は、以下の業務を行う。

- (1) この法人が定款で規定した公益目的事業において、主に佐倉里山自然公園内の里山林整備に関する事業の企画、現地での整備作業の管理監督の業務を担う。
- (2) 佐倉市から委託される佐倉里山大学運営業務を総括する事務長の職務を兼ねる。
- (3) その他前条の目的を果たすために必要な活動を行う。

(謝礼と交通費)

第3条 本業務遂行に関する謝礼は、別に定め支給する。

(委嘱)

第4条 委嘱に関する取り決めは、里山林整備事業企画・運営担当設置要綱に定め、代表理事の決裁を経て行う。

(任期)

第5条 里山林担当の任期は1年とする。ただし、里山林担当またはこの法人、双方のどちらかから、任期1か月前までに申し出がない限り、自動更新とする。

(協議)

第6条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じたときは、必要に応じて協議の上、定めるものとする。

(改廃)

第7条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。